

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 24日	
名古屋市長 様	
提出者 住 所 名古屋市中川区法華一丁目206番地 氏 名 医療法人偕行会 偕行会セントラルクリニック 院長 川原 弘久 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 052-363-7373	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人偕行会 偕行会セントラルクリニック
事業場の所在地	名古屋市中川区法華一丁目206番地
計画期間	2024/4/1～2025/3/31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83 医療業
② 事業の規模	131床
③ 従業員数	87名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	清掃業者より保管庫へ運搬→収集運搬業者により院外へ搬出→収集運搬業者より中間処理業者へ搬入→中間処理業者により中間処理（償却処理）→中間処理後最終処分場へ搬入→管理型埋立処理にて最終処分

(第2面)

特別管理産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

偕行会セントラルクリニック 院長



感染対策委員会



感染性廃棄物管理責任者



清掃管理委託業者→廃棄物処理委託業者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	99.05t	t
	(これまでに実施した取組) 各部署にて、分別の徹底・分別状況の調査 廃棄方法の検討		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	95t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の分別の改善 2023年度実績について、目標を達成出来なかった。2024度については、排出方法等の改善を行い、対前年度より削減を目標とする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 針、注射器、その他血液・体液等の排出物の分別管理の徹底も含め排出抑制への取り組み
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引続き、現状維持

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	自ら中間処理により減量 した特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	自ら中間処理により減量 する特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	99.05t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理委託委託業者への実地確認 委託契約について、内容・許可証の確認		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	95t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 排出物の現状維持～減量を目標とする。		
電子情報処理組 織の使用に關す る事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物 を除く。）	99.05t	
	(今後実施する予定の取組等) 運用方法の検討を早急に実施し、早期の導入を実施する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。